

**個人情報の保護に関する法律施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則の一部を改正する規則（案）等に関する意見募集の結果について**

令和7年9月25日  
個人情報保護委員会事務局

個人情報保護委員会では、令和7年7月10日(木)から令和7年8月8日(金)までの間、「個人情報の保護に関する法律施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則の一部を改正する規則（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則第八条第三項第一号及び第二号並びに第四十四条第三項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第三項に規定する個人情報保護委員会が別に定める場合及びその方法を定める件（案）」につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、本意見募集に対して、延べ3件の御意見が寄せられ、これらの意見に対する当委員会の考え方について、別紙のとおり取りまとめました。

また、お寄せいただいた御意見を踏まえた上で、本日、「個人情報の保護に関する法律施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則の一部を改正する規則」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則第八条第三項第一号及び第二号並びに第四十四条第三項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第三項に規定する個人情報保護委員会が別に定める場合及びその方法を定める件」を定め、令和7年10月1日に施行することとなりましたのでお知らせします。

なお、規則を定めるに当たり、案をパブリックコメントに付した後、別添の箇所について技術的修正等を施しています。

御意見をお寄せいただいた皆様には感謝申し上げますとともに、引き続き、当委員会の活動に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

(別添)

修正箇所	修正後	修正前
題名	個人情報の保護に関する法律施行規則 <u>及び</u> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則の一部を改正する規則	個人情報の保護に関する法律施行規則 <u>並びに</u> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則の一部を改正する規則
制定文	個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二十六条第一項及び第六十八条第一項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号） <u>第二十九条の四第一項</u> の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律施行規則 <u>及び</u> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。	個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二十六条第一項及び第六十八条第一項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号） <u>第二十九条の四</u> の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律施行規則 <u>並びに</u> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。